

別記様式第1号(第四関係)

鳥取県琴浦町地区活性化計画

鳥取県琴浦町

平成29年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 鳥取県琴浦町地区活性化計画

都道府県名 鳥取県

市町村名 琴浦町

地区名(※1)

琴浦町地区

計画期間(※2)

平成29年度～平成33年度

目 標 (※3)

本町の基幹産業である農業において、就農に向けた農業研修制度の構築及び研修宿泊施設の整備を行うことで、本町の主要作物であるブロッコリーやミニトマトといった作物の新規就農者を確保するとともに、高齢化が進む農業生産者数の確保対策を実施する。

また、研修制度、研修宿泊施設の整備と、農泊、インターンシップなどの農業体験ができる体制を整備し、都市部からの農業交流人口及び定住人口を促進することで、本町の社会動態による人口減少の抑制を図る。

具体的な目標数値としては、期間中に本研修施設利用による移住者数10人、農業体験参加者数20人を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要：

本町は、鳥取県のほぼ中央に位置する総面積13,988haの農林水産業の町である。北側は平坦地が多いことから国道沿いに商店や工場が点在するほか、県内有数の漁獲量を誇る赤碕漁港も存在する。町の中央から南側には、県下有数の生産・販売高を誇る農業地帯が広がっている。

町内の農業は、大山山麓の肥沃な土壌と湧き出る清流が育てた農産物の生産と、県下有数の畜産団地形成による豊富な堆肥を活用し展開している。果樹は、100年以上の歴史を持つ二十世紀梨を中心にしながら、消費者ニーズに応じた鳥取県育成新品種の「新甘泉」「秋甘泉」への栽培転換にいち早く取り組み、産地形成を図っている。水田では豊富な清流と有機質資源が育てる特別栽培米の栽培も盛んで、飼料用稲の作付も拡大している。野菜は、肥沃な土壌をいかし、白ねぎやブロッコリー、黒皮西瓜”がぶりこ”が生産されるほか、施設でミニトマトの生産も盛んである。最大の特徴は畜産であり、鳥取和牛の肉牛生産団地が形成され、「東伯牛、東伯和牛」として販売され、酪農においては県内で一本化された大山乳業農業協同組合の本所があり、全県の生乳がすべて加工処理され販売されている。また、食鶏(ブロイラー)においては、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社のブロイラー生産工場があり、全国に販売されている。

現状と課題

本町農業の現状は、平成17年に2,163人だった基幹的農業従事者数が平成22年には2,016人、平成27年には1,680人まで減少し、基幹的農業従事者の高齢化率(65歳以上の割合)も、平成17年の60.2%から上昇を遂げ、平成27年には71.3%になるなど、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化している(農林業センサス)。

担い手の高齢化や後継者不足の課題は、遊休農地面積の増加にも影響していると考えられ、平成25年度琴浦町農地白書によれば、平成22年に15.3haであった遊休農地面積が、平成24年には54.0haまで増加している。琴浦町農業委員会ではこういった状況を踏まえ、高齢化が進む町内農業者を対象として、渋皮がむきやすい栗品種ぼろたんの栽培を推進する取り組みを実施しているほか、地方創生交付金を活用して鳥取大学農学部と連携し生薬・機能性作物の栽培の取り組みを始めたところである。

また、本町の主要作物のひとつであるブロッコリーは、販売金額4億円を目標として作付面積が年々増加しているが、梨は販売価格の下落や担い手の減少などの影響から、平成25年から27年にかけて栽培面積が約10%(H27:101.9ha、H25:112.6ha、生産部総会資料から引用)、販売金額は3%(H27:998百万円、H25:1,032百万円、農協聞き取り)減少している。ミニトマトについては、平成24年から26年にかけて栽培面積が約10%(H26:8.6ha、H24:9.5ha、生産部総会資料から引用)、販売金額が約6%(H26:241,118千円、H24:255,954千円、生産部総会資料から引用)減少している。このような担い手不足は、耕種部門ばかりでなく、畜産部門も同様の問題があり、本町としては、農畜産業の発展を考えたとき、地域農畜産業の担い手確保は最重要課題と認識している。

今後の展開方向等(※4)

近年加速している後継者不足や栽培面積の減少に歯止めをかけるため、ミニトマト、ブロッコリー、白ねぎなどの生産部から後継者を育てたいという機運が高まっており、町としても基幹産業である農業を振興させ、将来の担い手となる新規就農者を確保するため、町内の先進農家で就農に向けた研修制度を平成30年度受入開始予定で検討中である。この制度を構築することで、都市圏を中心とした田舎暮らし希望者及び就農希望者を本町へ呼び込み、地区内の農業者及び住民と交流することが可能となる。

就農に向けた研修は、研修生にとって経済的負担も小さくないことから、統廃合により現在使用していない小学校の2階部分を改修して、研修用宿泊施設として整備することで、就農希望者の負担を軽減し本町への定住が促進できる。

また、研修制度とあわせ農業体験制度も検討を行っており、琴浦町の農産物であるミニトマト、ブロッコリー、米などの栽培体験を経験することで、交流人口を増加させ移住定住へとつなげていく。さらに、町内で民泊の実施を希望している団体が存在し、法人化も検討していることから、それらと連携して農泊を実施することで、法人化による農泊実施団体の経営安定化、交流人口及び定住人口の増加のみならず、地域農家の所得向上や観光客の増加、地域経済の活性化を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
琴浦町	琴浦町地区	新規就業者等技術習得管理施設	琴浦町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
琴浦町	琴浦町地区	地方創生推進交付金事業	琴浦町	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

琴浦町地区(鳥取県琴浦町)	区域面積(※2)	13,988ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 琴浦町の総面積(13,988ha)に対する農林地面積(11,642ha)の割合は、83%となっている。(町勢要覧) また、全就業者数(9,432人)に対する農林漁業従事者数(2,023人)の割合は21.4%を占め、農林漁業が重要な地域である。(平成22年国勢調査)		
②法第3条第2号関係: 当該地域は、合併した平成16年9月時点の人口20,673人が、平成27年の国勢調査では17,416人となり、11年間で3,257人減少している。 近年増えつつある田舎暮らしの希望者及び就農希望者等都市住民との交流は、農業が主な産業である本町の農業振興および当該地域の活性化を図るうえで有効である。		
③法第3条第3号関係: 琴浦町地区は、人口17,416人(平成27年国勢調査)、人口密度は125人/km ² となっており、集落は農地の中に点在している。 また、都市計画区域もなく市街地を形成している区域ではない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画期間終了の翌年度の6月に、本研修施設利用による移住者数、農業体験参加者数について、琴浦町農林水産課で把握した人数の累計で評価する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。